

2020 年度笹ヶ峰会総会報告

2021 年 5 月 10 日

会長 横山宏太郎

1. 議事経過

表記総会はお知らせしたとおり、2020 年 6 月 13 日、役員間のオンライン会議として開催しました。

まず、この間に物故された 11 名の方々に黙とうを捧げたのち、議事に入りました。活動報告、会計報告は会員の皆様に配布してある資料に沿ってそれぞれ説明があり、了承されました。会則改定は、資料に沿い、一部重複していた記述を整理した結果であるとの説明があり、了承されました。

会員からの「山岳部基金の設立で、山岳部現役の支援に不都合は生じないか」との質問に、伊藤会計担当から「現役支援に関しては従来と変わるところはない」との説明がありました。

最近の活動として、笹ヶ峰会ホームページの開設に向けて準備作業を進めていることが報告されました。また、名簿管理の効率化や、山岳部現役の活動とヒュッテに対する COVID-19 の影響などについて意見交換が行われました。

最後に、次年度の総会・懇親会の予定を確認して閉会しました。皆様どうぞ健康に留意してお過ごしください。

次年度総会・懇親会：2021 年 5 月 22 日(土曜日)に楽友会館 2 階講演室で開催の予定としておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、web 開催 (Zoom 形式) とし、懇親会は行いません。詳細は近日中にお知らせいたします。

2. お願い

笹ヶ峰会は皆様からの寄金により運営されています。昨年の名簿発行・発送と今年の総会案内印刷・発送で約 40 万円を支出し、手持ち資金が乏しくなりました。

つきましては、皆様には出費多端の折まことに申し訳ありませんが、一口 1,000 円なるべく複数口の寄金をお願いいたします。振込先口座は以下の通りです。

ゆうちょ銀行 振替口座 記号番号 01020-2-30223 笹ヶ峰会

<ほかの銀行等から振り込む場合>

支店名 一〇九 (イチゼロキュウ) 種類 当座預金 口座番号 0030223 口座名 笹ヶ峰会

どうぞよろしく願いいたします。

寄金・寄附の比較表(ご参考に)				
入金先	主な用途	税制上の優遇措置	金額	方法
笹ヶ峰会	笹ヶ峰会の運営	なし	任意	笹ヶ峰会口座へ振り込み
山岳部基金	現役支援とヒュッテ	あり	1万円以上	竹田へ申し込み書を送る

「京大山岳部基金」への寄附による税制上の優遇措置について

京都大学山岳部の活動支援と笹ヶ峰ヒュッテの維持管理を目的とした「京大山岳部基金」を2019年に設立しました。この基金は京都大学の正式な基金ですので、寄附することにより、所得税の寄附金控除などの税制上の優遇措置を受けることができます。

この優遇措置をご希望で、1万円以上の寄附をお考えの場合の手順は以下の通りです。

- 1) 添付の「寄附申込書」に「住所・氏名・電話番号・寄附金額」をご記入の上、山岳部長 竹田晋也 (takeda.shinya.4s@kyoto-u.ac.jp) までご連絡ください。郵送の場合の宛先は以下の通りです。

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学総合研究2号館4階

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 竹田晋也

- 2) 竹田から、お送りいただいた「寄附申込書」を厚生課に提出いたします。
- 3) 厚生課からの「振込依頼書」が届きましたら、振込をお願いします。三井住友銀行の本支店窓口から振り込む場合は手数料不要ですが、ATMや他の金融機関を利用する場合は手数料の負担が必要です。
- 4) 振込が確認されると、「寄附金領収証書」が届きます。税制上の優遇措置を受けるためにはこの領収書が必要です。

これにより受けられる税制上の優遇措置の詳細は、下記の説明をご覧ください。

なお、「笹ヶ峰会」への寄金では、税制上の優遇措置は受けられませんのでご注意ください。

京都大学への寄附については、以下の税制上の優遇措置を受けることができます。そのためにはこの領収証書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

1. 個人による寄附

1-1. 所得税の控除

所得税の寄附金控除（所得控除）を受けることができます。（所得税法第78条第2項第2号）

1-2. 住民税の控除

一部の地方団体において、翌年度分の住民税の寄附金税額控除を受けることができます。（お住まいの地方団体が本学への寄附を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している場合に限り）（地方税法第37条の2及び第314条の7）

本学を条例指定している地方団体については、お住まいの市区町村にご確認頂くか、本学ホームページにてご確認ください。（京大ホームページ・トップ → 社会連携 → 京都大学へのご支援）

1-3. 相続税の非課税特例

相続税の申告期限までに相続または遺贈により取得した財産を寄附したときは、相続税は非課税となります。（租税特別措置法第70条）

2. 法人による寄附

寄附金額の全額を損金に算入することができます。（法人税法第37条第3項第2号）

- (注) 1. 所得税の控除を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書にこの領収証書を添えて所轄の税務署へ提出してください。（この確定申告で、住民税の寄附金税額控除の申告も同時に行うことができます。お住まいの市区町村への申告は不要です。）
2. 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、所定の寄附金税額控除申告書に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。